

令和元年度第3回特定鳥獣保護管理検討委員会 議事録

日 時 令和2年1月27日（月） 午後1時30分～

場 書 山形県自治会館 602 会議室

出席委員 別紙のとおり

1 協議事項

(1) ニホンジカ管理計画（案）について

<意見等>

青井委員： 過去2回素案を検討し、委員の意見を取り入れ一部修正している。例えば、森林被害対策や生息環境管理をどのようにするか、また14ページのくくりわなの問題について、ある程度条件を付けて使用してはどうかという内容となっている。このあたりを中心に、助言・質問等をお願いしたい。

江成委員： 全体的に今までの意見を取り入れ、ずいぶんよくなっているが2点確認したい。
1点目は10ページの「10 具体的な目標の設定」での目標の示し方について、ここでは農林被害について書かれているが、まず目標とする状態の「最小限に抑える」や「被害を拡大させない」の違いがよくわからない。この管理を進めていく中で、今が良い状態なのか、成功しているのか失敗しているのかという判断基準が必要だろう。例えば、「11 モニタリング及び目標の管理」の「(2) 狩猟等による捕獲圧の確保」には具体的に「〈目標値〉3,500人」と目標値が記載されており、これであれば現在目標を達成できているかどうか判断ができる。一方、「(1) 農林被害の抑制」は目標が曖昧なため、今が良い状態なのか悪い状態なのか判断が難しい。特定計画ではフィードバック管理が求められるが、フィードバックができないという状態になってしまうので、この点は少し検討していただきたい。生活環境被害であるとか、生態系に対する影響を取り扱うことにしたということなので、やはりそのあたりの目標設定についても触れた方がよいのではないかと。
2点目は14ページの「2 錯誤捕獲等の防止」について、この段階に達したらくくりわなの使用を認めるということで、方向性としては非常に妥当だが、さらに、どのようなところで錯誤捕獲が発生しているのか、もしくは発生した情報を集約する仕組みがあるかということは、検討しておくべきではないか。錯誤捕獲の抑制というのは重要な課題となってくるので、どのような状態で錯誤捕獲が発生しているのか、どの地域で発生しているのか、どのように捕獲しようとするか、起きやすいのか、という情報を共有しておく必要があると、まず現在の実態を情報集約する仕組みを検討していただきたい。

事務局： 具体的な被害目標があるとよいのではないかという意見について、できる限り最小限に抑えたいという意図で、このように記載している。もし何か適切な表現があれば、指導いただきたい。

錯誤捕獲の情報収集については市町村の意見を聞きながら、どのような方法があるか検討していきたい。

青井委員： 具体的な目標について、何かアイデアはないだろうか。

江成委員： 被害を拡大させない方向ということであれば、現在行っている全市町村アンケートの中で、被害メッシュ数を何メッシュ以内に抑える、としてもよいのではないかと。やはり「最小限」という言葉にあまり意味がないと思う。まだ初期の段階なので、なかなか被害額が上がってこないということもあると思うが、被害情報

は少なからずあるのではないか。現状を維持するのは難しいかもしれないので、例えば 20%増加以内に抑えることを当面の目標に、というような内容で検討してはどうか。

青井委員： メッシュ数で評価の基準にできないかという助言を検討していただきたい。くくりわなの件について、前回市町村から「くくりわなを使わせてほしい」という要望を取り入れ、今回「3」の発現段階に達した場合に使用できるという案になっているが、それに対し市町村の意見はいかがか。

貝羽代理： 14 ページの錯誤捕獲の防止について、修正していただきありがたい。ただ、この書きぶりだと 10 ページの「9」について、山形市では今のところ「2 オスの目撃のみ」の状態に該当し、この場合はこの表だと市町村では何も対策をとることができず、「3 メスの目撃増大（定着のおそれ）」の状態になって初めて冬季狩猟期間における銃捕獲やくくりわなの捕獲ができると解釈できる。しかしながら、8 ページ「(4) 予察捕獲の推進」には、『被害が発生していない地域であっても、生息状況等を踏まえ、予察捕獲を推進する』という書きぶりがあり、整合性が取れていない。さらにその上の「(2) 鳥獣被害防止特措法に基づく捕獲許可権限の移譲について」の最後には『また、各市町村が迅速な捕獲対策を行えるよう、県は権限移譲を促進するものとする』という書きぶりも、10 ページや 14 ページと比べると、どのような考え方をすればよいのかわからない。

事務局： オスの目撃のみで捕獲に着手するのは難しく、やみくもに捕獲をしてもなかなか捕まらず、錯誤捕獲を助長することになってしまうことから、このような取り組み指針を作成した。8 ページの『被害が発生していない地域であっても生息状況を踏まえ、予察捕獲を推進していく』ということで、ここで被害が出るおそれがあるため、捕獲についてはこの 3 段階でと記載している。なお、その他、市町村にはやぶの刈り払いや緩衝帯整備等を進めていただきたいと考えている。

田口委員： 今の議論について、カモシカ等がいる地域性を考えると仕方のないことに思う。生息しているのがシカだけなら全てできるだろうが、そうではないので、選択的に、個体を確実に捕獲しようという段階まで待たなければならないのも仕方のないことだ。

例えばイノシシを捕獲する際に、錯誤捕獲防止のために脱出口付きのオリを使用するが、餌付けになってしまっているの、慣れてしまったクマがそのオリに入り出てこなくなり、そのクマを捕獲したという例が福島県であった。こうなるともう錯誤捕獲とは言わず、ただの捕獲ではないか。許してしまうと、どんどんこのようなことが起こってしまう。錯誤捕獲問題というのは、錯誤捕獲がどのようにして起こったかというレポートの提出義務を課した方がよいのではないかと考える。それは本当に錯誤捕獲なのか、という状況も見られないわけではない。また、そこに技術的なヒントが見つかる場合もあるので、錯誤捕獲が発生したら、周辺に錯誤捕獲になりうるようなカモシカやツキノワグマが生息していないと判断してわなをしかけたのか、それとも元々そのような獣が生息していることを知りながらわなをしかけたのか、そのあたりを調査する必要がある。福島県で起こった錯誤捕獲 30 数件については、整合性を確認するために全てレポートを読んでいる。そのような作業を行う必要があるのではないか。

青井委員： 錯誤捕獲が起こるたびに、報告書を提出させるということか。

田口委員： そのとおり。福島県ではそのようになっている。

青井委員： 錯誤捕獲を防止する、もっと踏み込んだ手段をとってもよいのではないかという意見について、実際に担当するのは市町村になると思うがいかがか。

貝羽代理： 錯誤捕獲についての状況はニホンジカだけでなく、クマについても山形市では報告書を作成している。市町村の意見としては、14 ページのような書きぶりは、

8 ページの書きぶりや整合性が取れないのではないか、ということ指摘した。田口委員の意見は、錯誤捕獲がどのような状況で起こり、どのような原因が考えられるのかということを見ても必要があるだろうという話だろうと思う。山形市としては、計画の書きぶりから、山形市の状況は 10 ページの表でいうと「1」と「2」にあたり、市としては捕獲行為を行えないことになっているが、8 ページでは予察捕獲を推進する書きぶりになっており、その整合性はどうかという指摘だった。

宇野委員： その意見はもっともだと思う。この表の「2」の上に「銃捕獲」をひとつ増やすと、この問題は解決するのか。

事務局： 「2 オスの目撃のみ」の項目に「銃捕獲」の項目を増やすということであれば、8 ページの予察捕獲の内容も修正は可能と考える。

貝羽代理： そのあたりを検討してもらえると整合性も取れると思うので、よろしくお願ひしたい。

宇野委員： 7 ページ「3 生息環境管理」の 1 行目や、表の中にも段階の「5」まで「やぶの刈り払い」という記載がある。イノシシならわかるが、シカの場合は「やぶの刈り払い」は不要ではないか。

先ほど江成委員も目標設定のところで話していたが、せっかくモニタリングでボイストラップやカメラトラップを実施しているのだから、それらを目標の数値として設定できないだろうか。

事務局： やぶの刈り払いが必要ないのではないかという意見について、やはり人とのすみ分けを考え、なかなか山ややぶ等に入らなくなったことが、シカやイノシシの生息拡大につながっているため、この文言を残している。

ボイストラップを目標に加えてはいいが、9 ページの「(5) 県による捕獲事業の実施基準」で『侵入初期(段階1)から定着初期の段階(段階2)に移行した地域において、集中的に捕獲事業(個体数調整)を実施するものとする』際に、各地にボイストラップを仕掛けて侵入初期から定着初期に変わる時期を見極め、事業を実施していきたいと考えている。この件に協力してほしいということで、山形県森林研究研修センターと山形大学の江成委員に依頼している状況である。

宇野委員： 了解した。ただ、やぶの刈り払いについては、緩衝帯を整理すると草食動物が出やすくなるのではないかと。

青井委員： 確かにやぶを払うと出やすくなるように思われるが、シカの場合に忘れてはいけないのは、放棄農地・放棄草地在シカのエサ場になってしまっているということだ。たとえば岩手県の北上高地では草地在放棄され、シカのエサ場になっている。ひどいとひとつの草地在昼間から 100 頭ほど集まって草を食べているところもある。これからどんどん放棄農地が増えると、シカのエサ場や隠れ場所になりやすいので、定期的に草刈りをする等、放棄農地・放棄草地在関する文言を入れる方がよいのではないかと。

八木委員： 7 ページに「2 森林被害対策」や「3 生息環境管理」の文言を読んでいると、これまでのクマ、サル、イノシシ等の対策と重複することも多いのではないかとと思う。シカの対策として『森林整備と一体となった鳥獣被害防止対策を実施する』にあたり、新たな予算措置はあるのか。

また、そこに記載されている『鳥獣被害防止対策を実施する』というのは、何か具体的なことを考えているのか。

新たな予算措置ということになると、今までこの程度だったものが、来年度はプラスいくらというふうな見通しがあるのか。

もう 1 点、7 ページの「5 狩猟による捕獲圧の確保」に『積雪期の狩猟を促進

する』と記載されているが、山のガイドをしているので、バックカントリーで冬場山に入る人が増えていることについて、被害が及ぶことがなければよいと懸念しているが、どのように考えているのか。

事務局： 被害対策として新たな事業を考えているのかという質問について、来年度においては、生息環境管理の部分に記載している『被害対策アドバイザー等の専門家による研修会や現地指導等』ということで、各地域で総合的被害対策を促進するためにアドバイザーを派遣する事業を考えている。捕獲についても、来年度越冬地で効率的な捕獲を推進していく事業も考えている。

積雪期の狩猟実施において、山へ入る人への注意喚起はどうかという質問について、狩猟者に対しては狩猟期前の狩猟者登録の際にチラシ等配布して注意喚起を行っていききたい。

石黒委員： 細かい点ではあるが、シカの管理計画の中で気付いた点について事務局に確認してもらいたい。

シカ計画2ページ「(2) 生息域拡大(目撃等)の状況」で、『2009(平成21)年6月』と『2015(平成27)年』、そして3ページの『2017(平成29)年』と『2018(平成30)年』の4つのみが西暦表示になっている。

3ページ下の「2 シカの生息環境」の中の「(1) 食性と繁殖」というタイトルだが、内容を確認すると「食性」ではなく「植生」の漢字が適切ではないか。また「(1) 食性と繁殖」最後にある『食性は、シダやトリカブトなどの…』から始まる段落は、次の項目「(2) 本県の潜在的な生息環境」で『…シカの増加による森林被害に特に注意が必要である。』という記載もあるので、「(2) 本県の潜在的な生息環境」に記載した方がよいのではないか。5ページの「3 シカによる被害の状況」「(2) 森林生態系被害の状況」の冒頭に『自然の植生や生態系への被害については…』と「植生」という言葉が出てくるが、それぞれ異なる意味で使用していると思うので、使用方法が正しいかどうかについて確認してほしい。

11ページ「(2) 狩猟等による捕獲圧の確保」の中で、『狩猟による捕獲圧をさらに高めるため…』と「さらに」がひらがなになっているが、14ページ「2 錯誤捕獲等の防止」の「(1)」には『…錯誤捕獲の発生を更に増加させる』と漢字の「更に」が使われているのでどちらかに統一する方がよいのではないか。

事務局： 精査したうえで、直すべき内容があれば修正する。

(2) ツキノワグマ管理計画(案)について

<意見等>

八木委員： 最初に承知いただきたい。本日午前中に県庁を訪れ、所属する日本熊森協会山形県支部として、来年度の春季捕獲や捕獲水準について大幅に見直すよう要望書を提出した。理由としては、平成18年に692頭のクマを捕獲した。当時、山形県内の推定個体数は1,500頭程度であったと思うが、その半数近くを捕獲したことになる。自然保護団体が要望書を提出し、それが翌年の春季捕獲数を減らすことに反映された経過がある。今年度の359頭という数字は、その時以来の最高数になる。毎回話しているが、この個体の推定数に基づき全てが計算されていくなかで、この部分が決して科学的とは言えない。推定をするために大変な苦勞をしていることは承知しているが、ここで出されている推定個体数にどれほどの誤差があるのかということがほとんどわからない状況の中で、捕獲数を決めていくのはある意味、非科学的であると考えている。これらを踏まえ、本日は是非議論を進めたいと思い参加している次第だ。

青井委員： 八木委員の意見としては、非科学的な根拠が基になっているので、具体的にはどのようにすればよいと考えているのか。

八木委員： 今説明したことは、全てどれだけのクマの個体を捕獲することにするかという相談だ。先ほどシカの議論をしたが、あのような議論の中に必ず出てくるのは、目的として農業被害を減らしたいということだ。ところが、今回提出された捕獲水準の設定を見ると、そういう部分が見えない。前回の委員会でも話したが、クマの捕獲を進めなければならない理由は、農業被害を減らすことや人身被害をできればなくすことが目的だと思う。しかし、今の説明では『今年は何れくらいにするか』『何頭とるか』ということが目的になってしまっている。もう少し本来の目的、農業被害を減らすためにどれくらいの捕獲にしなければならないのか、農業被害が今年度と比べて来年度どれだけ減ることを目的とするのか、ということが議論されるべきではないか。

青井委員： 事務局で農業被害に関して何か資料等あるか。

事務局： 過去3年度分のクマの農業被害額は、平成28年度が45,991千円、平成29年度が36,378千円、平成30年度が34,347千円だった。平成28年度から少しずつ減ってきてはいるが、ここ数年は3,000万円台で推移している。その他大型獣類をみても、現在はイノシシが最も被害額が多く、平成29年度は50,869千円、平成30年度は72,607千円だった。サルも被害も多く、平成28年度で61,227千円、平成29年度で59,346千円、平成30年度で58,854千円と、6,000万円弱で推移している。

農作物被害や人身被害の未然防止の意味で、これからはずっとクマの春季捕獲を実施していくので、今後その目的が変わるということはない。今年度も4名人身被害が出ている状況で、他の東北各県や中部の県に比べると人身被害が少ない方ではあるが、クマは一定の水準で捕獲をしなければいけないということで、捕獲水準を決めているのが現状だ。

八木委員： 農業被害額については、以前別の課が提出した資料を見て承知している。鳥類等に比べると、クマそのものの被害はトップ3にも入らないのだと受け止めていた。少し細かいことを聞きたいのだが、資料2-3の2ページの表と、資料2-4の2ページに2つの表がある。この3つの表で、平成30年度と平成31年度の春季捕獲の割り当ての数値が全て異なっているが、どの数字が正しいのか。資料2-4の2ページの上の表では平成30年度が204、平成31年度が211とあるが、下の表では平成30年度が202、平成31年度が206となっている。さらに資料2-3の2ページの表では、平成30年度が202、平成31年度が210となっている。他の年度は合っているが、この2つの年度が異なっている。

事務局： 資料2-4の2ページ上の表は計画段階の数値、下の表は実績の数値のため、異なっている。

八木委員： 了解した。個体数の推計の説明で、資料2-3の2ページに『2.75』という数字が記載されている。先日米沢市内で、子グマが衰弱して保護されたということがあった。鳥獣保護救護所という看板を立てている板垣さんを訪ねて話を聞いてきた。板垣さんのお宅は斜平山のすぐ麓にある笹野集落で、そのあたりに昔からクマが出ていたのかと聞くと、昔は吾妻の奥までいかないとクマはいなかったということだった。話を聞いていると、人間がかなり奥まで集落を作って生活していた地域と、その奥の集落がなくなり、田んぼや畑も耕作放棄地や休耕田となり、クマが下におりてきてからここ数年、クマの棲み方も変わってきているのだと感じた。先ほど説明のあった集計方法の中に、果たしてそのようなことが反映されているのか。この方法ではもしかすると、ここにこれだけの頭数があり、これだけクマの棲めそうな地域があるので、この数値を掛けて、というようになっ

ている可能性はないのか。均等に棲んでいるわけでもないと言っているの、そのことを質問している。

事務局： 生息可能区域面積については、「人里から越冬穴の上限である標高 1,000m までの面積」ということで約 3,500km²としている。ある程度範囲の広いメッシュになっているので、人里もその中に含まれているが、市街地は含まれていない。

八木委員： 推定することについての難しさがあるので、その難しさを踏まえてやっていくのは大切なことだと思う。その精度を上げていくということも、生態系という観点からも大切なことだ。ただそのことが、先ほどの話ともつながるが、農業被害対策をどれだけ削減させるのかということと、どう連動していくのかが自分には見えない。どここの地域で何頭まで、というその答えが見えないので、いつも釈然としないまま帰ることになっている。

それから、図について聞きたい。資料 2-4-1 に山形県の地図が 3 つ並んでおり、左側が春季捕獲、真ん中が有害捕獲、右が 2 つを合わせたものになっている。この 3 つを並べることで、自分たちはここから何を読み取ればよいのか。

事務局： 春季捕獲については、春先に奥山で捕獲を進めていることを青色で示している。一方有害捕獲については、より人里に近い場所、実際に被害報告のあったメッシュで捕獲がなされている。右の図では、それぞれの捕獲場所の違いを見ることができる。重なっているメッシュが 6 つのみなので、地域に偏りなく捕獲が進められている状況がわかるので、添付している。

八木委員： 春季捕獲と有害捕獲のメッシュの重なりが少ない、ということをお願いしたいのか。6 つしかない、あるいは 6 つもある、どちらなのか。

事務局： 6 つしかないということを伝えたい。

八木委員： そうすると、春季捕獲を行ったところでは有害捕獲がほとんどないので春季捕獲を行う意味がある、ということを示したかったのか。

事務局： 春季捕獲は基本的に奥山に入り銃による捕獲を行っているため高山帯に片寄っており、夏場の有害捕獲は人里近くでわなによる捕獲を行っていることを、可視化しているもので、それを読み取ってもらいたいというのが、作成した意図だ。

八木委員： 春季捕獲を行った地域で有害捕獲が少なくなっている、ということ等ではないのか。

事務局： 全くそういうことではない。確かに違う場所で行っているが、4 月～5 月前半に春季捕獲を実施した後、5～6 月にはクマの出没件数が少なくなり、山菜採りのシーズンには一定の抑止効果があると言われている。そのあたりが、春季捕獲と夏場の有害捕獲との決定的な違いだ。基本的にはクマが人里に下りてこないよう、早めに手を打つのが春季捕獲の考え方なので、その違いを可視化したものと考えてほしい。

八木委員： 以前このような図がない時に質問したところ、「春季捕獲を行ったところではクマの出没や有害捕獲が少なくなる」と聞いたので、そのことが可視化された資料かと思い、質問した。

事務局： それだけを可視化したものではないが、そのような効果もあるということを説明したい。

八木委員： 資料 2-4 の 2 ページの資料で、今年度春季捕獲として 206 頭が許可されており、実績が 77 頭となっている。ここ数年、割り当てに対し春季捕獲実績がかなり下回っている。今年度では 3 分の 1 程度だ。このことについて、山形県としてはどのように考えているのか。

事務局： 春季捕獲については残雪期に行うため、雪の量や雪解けの速さによって山に行くか行けないかということに毎年変化があるので、平成 31 年度に 206 頭許可したとはいえ全て捕獲できるとは限らない。雪解けが早ければ捕獲数は減る。半

分以下程度の捕獲数でも、当然気象状況によっても変わるものなので山形県としては妥当なところではないかと考える。補足として、令和2年度は山形県と国とで現在 193 頭の捕獲許可を行う予定であるが、今年は雪が少ないので、捕獲頭数は昨年度よりさらに減るのではないかと感じている。

八木委員： 色々細かいことを聞いたが、なかなかクマの頭数だけ見ていくという状況が改善されないの、なんとかその点を農業被害との連動でクマの捕獲個体数の目標を立てていくようにシフトしていけないものか。ずっとこのようなやり方できており、なかなかこの場で意見を言っても反映されない。自分1人の意見を反映しないのでだめだ、というつもりはもちろんなく、本当の目的は何だったのかということ踏まえての数值化、数值目標というものにしていただきたい。是非来年度に向けての捕獲数、春季捕獲についても有害捕獲についても抑えた数字にしてほしい。

青井委員： トータルではなく、春季捕獲も抑えるということか。

八木委員： 春季捕獲は、例えば今年度についていうと認められた数値の3分の1だ。それなら最初から今の半分くらいでも、十分春季捕獲の意味はあるのではないか。春季捕獲も全体の捕獲数を抑えた数字にしておかないといけない。「春季捕獲で206頭も許可されていたのに77頭しかクマが捕獲できなかった」という背景のひとつに、もしかするとクマの個体数が減っているということも可能性としてあり得るのではないか。自然に減っていき、何頭まで減ってしまうと自然消滅となってしまうのか、自分にはわからないが、そういうことも将来的にはあり得るかもしれない。推定個体数2,360頭、本当にいるかどうかわからないのだから、その数字をできるだけ抑えていかなければいけない。そうでなければ、生物多様性という言葉を使えなくなるのではないか。

田口委員： 八木委員の懸念は理解できるが、少なくなっているという見方もあれば逆に増えているという見方もできる。自分は小国町の五味沢班の猟友会会員で、春季捕獲にもできるだけ参加している。その中で自分の班は目標の頭数を捕獲しているが、それでもやっとなのである。1か月間の有害捕獲期間の中で、この3年くらいはほぼ雪が消える前に葉が開いてしまい、クマがいても追跡できない。双眼鏡を使い目視しているが、やぶの中に入ってしまうと見えなくなってしまう。葉が開くとますます見えなくなる。「ブナの葉っぱがほける」と言うが、ほけると全く見えない。今年はこの調子なので、もっと見えないだろう。今、春季捕獲の現場でどういうことが起きているかというと、明らかにクマが有利だ。もうひとつは、捕獲する人間側ではかなりの勢いで経験者が引退しており、目視で探す能力も減退傾向にある。自分も一生懸命見つけようとするが、昔教えてくれたマタギさんたちには見つけられない。そのような職人技をもつ人がほとんどいなくなってしまい、さらに雪があつという間に消え、昔渡れた沢が渡れなくなり、危ないので沢沿いにも行けず、尾根を進む移動になるため遠回りになってしまう。捕獲の現場ではクマに有利に物事が進んでいるのがこの3年の傾向だ。捕獲数が減っているのは、個体数が減っているとは認識していない。というのも、2～3日しか猟に出なくても、多い時には20個体ほど見かける。その程度の目視で、捕獲数がその中のわずかだということは、明らかに捕獲する人間側の問題が大きいと自覚している。その点にも配慮してもらえるとありがたい。

江成委員： どう解釈してよいかわからないのだが、資料2-3の3ページ、当初平成31年度末生息数が2,340頭ということで計画を作成し、今回このままいくと2,240頭と予想よりも100頭ほど減った見込みになっている。これは計画として妥当な数字の範疇なのか、そうではないのかよくわからない。もしそうではない場合は、山形県としてどのような対応を考えているのか。

事務局： 当初平成 31 年度の生息数水準は 2,460 頭と年度当初に予想していたが、今年度目視調査を行ったところ、2,360 頭という値が出た。その水準を使用し、今年度捕獲した頭数を差し引いていくと 2,240 頭という値になった。そうしたことから当初は 2,340 頭という見込みをしていたが 100 頭少なくなったので、来年以降は上の表で 370 頭の捕獲水準が妥当と考えていたが、そこまで捕獲しなくても済みそうだとということで 340 頭、そして 310 頭ということである。約 2,000 頭という数字をこの管理計画では目標としており、それを達成できそうな数字と考えている。

江成委員： 100 頭程度少なくなっているのは、ある程度想定内で、十分調整できる範囲だと考えているということか。

事務局： そのとおり。

江成委員： 了解した。そのことにも関連するが、先ほどから議論になっている資料 2-4 の後ろ、実際に山形県が許可している春季捕獲に対する実績が記載されており、田口委員から色々な事情により捕獲できなくなっているという話があり大変ためになったところだが、もしこれを許可どおりの頭数を捕獲してしまうと、計画として厳しいのではないか。例えば平成 31 年には 206 頭の捕獲を許可しているが、実際の捕獲数は 77 頭だった。これがもし仮に 206 頭捕獲できていたとしたら、さらに減ることになる。この管理計画上、この許可数を出してはいけないとも受け取れてしまう。実際は捕獲できなくなっているのに、この許可数を出しても問題ないという認識かもしれないが、計画上矛盾を抱えているのではないか。前の許可数に対しても実績は非常に少ないので、先ほど八木委員の意見にもあったように、本来許可数自体の見直しを考えないと、特定計画の達成が難しくなるのではないかという見方をされても仕方がない。

事務局： 春季捕獲の許可頭数が確かに多くなっているということについて、捕獲数水準の範囲内だということから、許可を出している。確かに多く許可を出していることについて、ブレーキをかけなければいけないのかどうか、再度検討したいと思うが、まずは許可水準の中に入っているんで、今のところは問題ないと考えている。

江成委員： 今すぐここで結論を出すのは難しいだろうが、おそらく次期計画に向けて矛盾を抱えているということは了解してもらったと思う。自分にも何か協力できることがあれば協力したいので、もう少し考えた方がよいのではないか。

最後にカメラの話になるが、すでに令和 2 年度の計画で捕獲許可頭数が出てしまっている中で、カメラトラップの意味は何なのか。極論を言うと、使われないのであればその予算は必要ないのではないか。どのような活用を検討しているのか。調査をする人はとても大変だと思う。40 ものカメラの動画を見るだけでも相当な作業量になるのに、それが管理計画に使われなくなるとつらいだろう。非常に限られた範囲でしか実施していないので、そもそも設定上問題がないのかということも数年前から話している。そのあたりを検討してはどうか。

事務局： 昨年度も意見をもらっていたが、カメラトラップ調査については現在設置台数を増加する等、精度を高めるべく生息状況の推定手法として活用できるか検討している段階だ。目視調査は継続していきたいとは考えているが、その維持が困難となってくる地域が生じることも予想されるので、この調査手法によってクマの生息状況の推移を代替していけるように研究していきたいと考えている。

青井委員： 今行っているカメラトラップは将来、猟友会による調査に替わるものになり得るかどうかを徐々に確かめているということで、今すぐ山形県の推定数にあてはめるわけではないという理解でよいのか。

事務局： そのとおり。なかなか目視調査だけでは、科学的ではないという指摘がある中

で、そういった科学的な部分を検証しなければいけないということで始まっている。そのような段階で、なかなか全てを網羅することはできていないが、検証ということも含め、引き続き予算に限りはあるが、続けていきたいと考えている。

八木委員： カメラ調査を継続するという話だったが、山形県でも把握していると思うが、今年度から新たに森林環境譲与税というものが入ってきたが、みどり自然課の管轄ではないのか。

事務局： 別の課の担当になる。

八木委員： 総務省のホームページを見ると、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及・啓発等の森林整備及びその促進に関する費用、これが市町村。都道府県としては、森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用、というようになっている。そのような新たな税が交付される、これは山形県については今年度2,700万円程度、来年度はその倍になるということだ。市町村にも、それとは別に交付され、山形市の場合は今年度7,891千円だそうだ。このような新たな税を管轄が違おうと言わずに、積極的に活用してほしい。山形県はみどり環境税等も住民から集めており、そのような財源も豊富にあると思う。

事務局： 譲与税については管轄が違い、目的等も違うと思うので、必要に応じて取り組める部分があれば予算獲得に向けて努力はしたいと考えるが、生息状況調査についてはみどり環境税を使用しているので、そちらで続けていきたい。

宇野委員： 小国町に聞きたい。資料2-4-1のメッシュ地図だと、小国町では基本的に春季捕獲を行っていて、有害捕獲の実績はないという理解でよいのか。

佐藤代理： 有害捕獲も行っているが、許可を受けた部分について捕獲ができなかったという結果だった。

宇野委員： そういう意味では、春季捕獲がそれだけ効果があったという理解でよいのか。

佐藤代理： そのとおり。

八木委員： 先ほど米沢市の子グマの件で保護した人の話を聞いてきたと言った。その話の中で気になったのが、クマが里に出てくるようになった原因として、人が山奥から引き寄せてきたということがあった。さらに指摘のあったのが、山奥の杉の植林地や民有地、雑木林のようところに重機が入り、広大な面積の伐採が行われている。この雪の少ない時でも、長井市の自宅からまわりの山を眺めると、刈られた部分が何ヘクタールという規模で真っ白になっていてわかる。米沢市にもそのようなところがあり、チップにするために木が切られているという話だった。そのようなことが動物たちの生息環境の破壊につながっていることを感じているということだった。板垣さんの自宅の周辺やその奥でも、休耕田でデントコーンを栽培するところが増え、クマがそのように飼料用として栽培されているところに出没するとのことである。そのような栽培をしている人に限って柵等張っていないので、クマを寄せることにつながっていると思うという話だった。そういうことに対する対策というのにも必要なのではないか。例えば、広大な民有地を開発するという場合、その状況把握、その影響が具体的にどのように及んでいるか、デントコーンの栽培であればどのような場所がどの程度利用されているのか、それが動物たちの出沒とどのように関係しているのか、以前からどのように変化しているのか、ということ調べていかないと、なかなか個人の対策だけで終わってしまい、地域の対策になっていかないのではないかと。

事務局： かなり大きな話なので、今すぐできるかできないかを事務局としては答えられないが、限られた予算の中で色々な調査もあるため、優先順位を考えていかなければならない。デントコーン畑の状況や森林伐採を把握し、実際に何がつかめるのか、今思いつくことはない。確かにクマを誘引している部分はあるだろうが、栽培する人が電気柵を張ってくれればよい話なので、そのあたりは市町村含めて

相談してもらい、デントコーンが誘引物になるようであれば電気柵を張る等対応をしてもらえば防げることだ。森林伐採については、色々なところで進んでいると思うが、その全体をみどり自然課で把握するのは非常であり、将来に向けての課題ではないかと考える。

八木委員： 業者が広域の森林を伐採する際に、何らかの届出等はいらないのか。

事務局： 森林伐採の許可は、森林法の許可手続きを取ったうえで行われているものだ。

八木委員： それは山形県で把握している部課があるのか。

事務局： 現場の総合支庁で対応していると思うので、森林整備課等に確認してみてもどうか。

青井委員： 他に意見がないようであれば、この第二の議題についても色々な意見が出たので、すぐに対応できない部分もあるかと思うが、今後に向けて改善点等検討していただきたい。

遠藤委員： 今年度の春季捕獲事業はカットするということになったのか、それとも予定どおり進めるのか。八木委員が重要な意見を述べたのはわかるが、困っている人もいる。民家の近くに出没して人身被害を心配する人、またクマによる杉の木の皮はぎによる森林被害が膨大な数値になっていることは農林課あたりで確認していると思う。八木委員が意見を述べ、皆それを聞いているが、我々猟友会は手を付けなくてよいのか。そうではないだろう。やはり山形県の計画どおり進めるということではよいのかを確認したい。

事務局： 八木委員から色々意見を述べてもらったが、すぐに全てを変えられるわけではないので、一度内容を確認したうえで、計画は概ねその内容で進めたいと考えている。

2 その他

<意見等>

八木委員： この委員会が始まった当初は公開されておらず、このような公の性質をもつものは公開するのが筋だろうということで検討を重ね、数年後公開となった経過がある。ここで話し合われていることは県民に対して秘匿しなければならないものではなく、逆に積極的に知ってもらわなければならない情報が多いので、非公開ということではなく、今後も公開ということにしていきたい。

青井委員： 公開してはどうかという意見だが、事務局の考えはどうか。

事務局： 今年度、新たにシカの計画を作成するという事で前回の委員会同様、非公開をお願いしている。八木委員の意見を参考にしながら、来年度開催の際に公開・非公開について青井座長とも相談して検討していきたい。

江成委員： 今回の議題に入っていないが、前回この検討委員会で色々議論になったことについて何も触れられていない。確かに今日はシカとクマのみということもあるが、サルの有害を1年にするかしないか、くくりわなの話等、審議会でも議論されたことと思うが、その後どういう結果になったのかということを確認する必要があるが、共有しておいた方がよいのではないかと。

事務局： 前回意見をいただいた、第12次鳥獣保護管理事業計画のサル捕獲許可期間については、事務局では2つの変更を折衷し、市町村事業実施計画に準拠したものを作成し、サルの計画的な捕獲を実施する市町村については1年まで許可期間を認め、計画を作らない市町村についてはこれまでどおり30日ということで進めている。従ってサルのみ、捕獲許可期間を2つにするということで考えている。その他の鳥獣については、委員から異論等なかったことから、鳥類についてはすべて

6か月以内、イノシシとニホンジカについては1年以内、タヌキとハクビシンについては6ヶ月以内に変更する方向で作業を進めている。審議会では、その他の鳥獣の規定で被害防止計画に希少鳥獣を入れる可能性がなければその文面をカットはしてもよいのではないかという意見があった。また被害防止計画に記載するとカモシカも全て捕獲できる、というイメージを与えてしまうので、その他の鳥獣からカモシカを削除し記載してほしいという市町村からの意見もあったので、カモシカもその他の鳥獣に含めず捕獲できない形にして進める方向で案を作成している。

江成委員： 今ここで全てが説明される必要はないが、前回他にも議題があったので、検討委員に何かフィードバックできる仕組みを作った方がよいのではないか。

事務局： 第12次計画の変更等はまだパブリックコメントしておらず、今回シカの計画と一緒にやる予定なので、パブリックコメントの段階で、委員にもシカの計画と一緒に資料一式を送付する。

以上

令和元年度第3回山形県特定鳥獣保護管理検討委員会出席者名簿

敬称略

	氏名	所属	備考(代理等)
1	青井 俊樹	岩手大学農学部名誉教授	
2	田口 洋美	東北芸術工科大学教授	
3	江成 広斗	山形大学学術研究院准教授	
4	藤本 竜輔	農研機構東北農業研究センター 研究員	
5	宇野 壮春	合同会社東北野生動物保護管理センター 代表社員	
6	遠藤 三郎	一般社団法人山形県猟友会副会長	
7	八木 文明	山形県自然保護団体協議会委員 日本熊森協会山形支部長	
8	大武 義孝	山形県農業協同組合中央会総務農政部長	欠席
9	吉原 仁	山形市環境部環境課長	代理 環境課 課長補佐 貝羽 芳信
10	門口 隆太	寒河江市農林課長	
11	太田 修	東根市農林課長	
12	森 正一	新庄市環境課長	
13	石黒 龍実	米沢市市民環境部環境生活課長	
14	井上 伊勢男	小国町産業振興課長	代理 産業振興課 森林振興担当係長 佐藤 孝太郎
15	岡部 穰	鶴岡市農林水産部農政課主幹	
16	保理 利光	農林水産部農政企画課長	代理 農政企画課 課長補佐 小座間 充
17	今田 洋一	県環境科学研究センター 研究企画専門員	
18	古澤 優佳	県森林研究研修センター 専門研究員	
19	石山 清和	環境エネルギー部みどり自然課長	
	18名(出席者)		
1	林 孝之	東北森林管理局計画保全部保全課 野生鳥獣管理指導官	オブザーバー
	1名		